

保存版

(平成24年度予定表)

すこやかな乳幼児のための

健診・予防接種・講習会カレンダー

上段太字………実施予定日 下段細字………対象児 開催場所………智頭町保健センター

区分	乳児健診	1歳6か月児健診	2歳児歯科健診	3歳児健診	離乳食講習会	予 防 接 種
	第2水曜日	第3水曜日		第1金曜日	集団接種(ポリオ)	個別接種
受付時間	午後1時～1時30分				午後2時～2時15分	
4月	11日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			18日(水) <small>平成21年1月～3月生</small>	11日(水) <small>平成23年6月～9月生</small>	BCG <small>生後6か月未満</small>
5月	9日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>	16日(水) <small>平成22年9月～11月生</small>	16日(水) <small>平成22年4月～6月生</small>			三種混合 <small>1期:生後3か月～1歳頃 1期追加 1歳半～2歳半頃</small>
6月	13日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			1日(金) <small>平成24年1月～3月生</small>	13日(水) <small>平成23年8月～11月生</small>	麻しん 風しん 混合 <small>1期:1歳児 2期:就学前の1年間</small>
7月	11日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			18日(水) <small>平成21年4月～6月生</small>		日本脳炎 <small>1期: 3歳～4歳頃</small>
8月	8日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>	22日(水) <small>平成22年12月～平成23年2月生</small>	22日(水) <small>平成22年7月～9月生</small>		8日(水) <small>平成23年10月～平成24年1月生</small>	
9月	12日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			7日(金) <small>平成24年4月～6月生</small>		
10月	3日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			24日(水) <small>平成21年7月～9月生</small>	3日(水) <small>平成23年12月～平成24年3月生</small>	
11月	14日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>	21日(水) <small>平成23年3月～5月生</small>	21日(水) <small>平成22年10月～12月生</small>			
12月	12日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			7日(金) <small>平成24年7月～9月生</small>	12日(水) <small>平成24年2月～5月生</small>	
1月	9日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			16日(水) <small>平成21年10月～12月生</small>		
2月	13日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>	20日(水) <small>平成23年6月～8月生</small>	20日(水) <small>平成23年1月～3月生</small>		13日(水) <small>平成24年4月～7月生</small>	
3月	13日(水) <small>満4か月児 満7か月児 満10か月児</small>			1日(金) <small>平成24年10月～12月生</small>		

※日程等は変更となることがあります。詳しい日程等は、すべて個人通知いたします。

※来所された順番に受付を行います。 ※ポリオ予防接種は2回あります。

※健診会場でのおやつや飲み物などの飲食はご遠慮ください。

問合せ先 智頭町保健センター福祉課 保健師 ☎ 75 - 4101

医療機関での外来窓口負担が変わります

「認定証」を提示することにより、4月1日から高額な外来診療を受けたときでも、ひと月の医療機関等での窓口負担が、自己負担限度額までになります。

(上記制度は3月末時点で、入院の場合に限り適用されています。)

国民健康保険

70歳未満

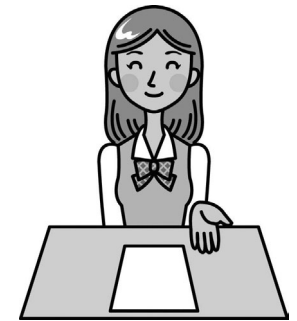
所得区分	自己負担限度額(月額)
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※(83,400円)
一般	80,000円+(医療費-267,000円)×1% ※(44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 ※(24,600円)

※()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

●申請に必要な物・・・保険証・印鑑

70歳以上75歳未満

所得区分	自己負担限度額(月額)
低所得Ⅰ・Ⅱ	8,000円



問合せ先 智頭町保健センター福祉課 健康づくり推進室 米井・黒岩 ☎ 75 - 4102

後期高齢者用

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額) 外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%※
	一般	12,000円	44,400円
1割	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、認定証の交付申請をしてください。

※年4回以上該当した場合の4回目以降は44,400円となります。

●申請に必要な物・・・保険証・印鑑

なお、複数の医療機関等を受診したときは、従来どおり、後で高額療養費として支給します。



問合せ先 智頭町保健センター福祉課 福祉支援室 山田 ☎ 75 - 4102